

# 産科医療補償制度の周知について

公益財団法人日本医療機能評価機構

産医補償第27号  
2026年2月20日

都道府県 周産期医療担当課  
各〔保健所設置市〕〔母子保健担当課〕 御中  
〔特別区〕〔障害福祉担当課〕

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明  
(公印省略)

### 産科医療補償制度の周知依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度（以下、「本制度」）は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、当機構が運営組織となり、2009年1月に創設され、18年目を迎えました。制度創設以来、貴部（局）におかれましては、本制度のポスターの掲示やチラシの配布など、幅広い周知にご協力をいただいております。改めて感謝いたします。

さて、本制度の補償申請期限は、脳性麻痺児の満5歳の誕生日までであり、本制度の補償対象と考えられる児が満5歳の誕生日を過ぎたために補償を受けることができなくなる事態が生じることのないよう、より一層の周知が必要と考えております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮でございますが、別紙「2022年1月産科医療補償制度の改定に伴う周知について」(令和3年2月17日厚生労働省医政局総務課 医療安全推進室 事務連絡)に基づいて、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、ご留意の上、広く御周知願います。

また、各自治体の取り組み事例をとりまとめた「産科医療補償制度取組事例集」も添付しておりますので、周知ご検討の際に、ご活用ください。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

【お問い合わせ先】

産科医療補償制度専用コールセンター

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く）>

# 産科医療補償制度 取組み事例集

各母子保健担当課 御中

全国の自治体様で妊産婦の皆さまに産科医療補償制度をご案内いただいております。各地の取組み事例をご紹介します。制度案内向けにポスター、チラシをご用意しておりますので、この機会に妊産婦の皆さまへのご案内を是非、ご検討いただけますと幸いです。日本語版のポスター、チラシについては無料配布しております。別添の申請紙を使いFAXでご依頼ください。

## 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療

検索

おねがい

ご担当者様でない場合は、大変お手数ですが、ご担当部署へ転送いただけますと幸いです。

## お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

**0120-330-637** 受付時間：午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

## 制度案内

### ■制度案内ポスター

【A2】

事例：  
分娩機関、  
各自治体の  
母子手帳交付  
窓口にて掲示

### ■制度案内チラシ

【A4】

事例：  
分娩機関で  
登録証、  
各自治体で  
母子手帳と  
併せて交付

英語  
表面

### ■多言語チラシ

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、  
ベトナム語のチラシもご用意しています。  
こちらは、配布はしていませんが、産科  
医療補償制度ホームページからダウン  
ロードしていただき、ご利用が可能です。

産科医療補償制度 チラシ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/documents/other/index.html>

英語  
裏面

# 全国各地の 取組み事例

妊産婦さんへ母子手帳を交付する際に本制度のチラシを配布、また各種ハンドブックや関連するWebサイトに情報を掲載していただき、全国各地の多くの自治体様ですでに妊産婦さんへの産科医療補償制度周知への取組みを行なっていただいています。

交付

## 1.大津市(滋賀)



母子手帳と一緒に交付

## 2.船橋市(千葉)



母子手帳と一緒に交付

## 3.豊田市(愛知)



おむむお身体障がい者手帳の01-2類またはH20以下・月額16,030円  
 医療機関 あり  
 お問い合わせ 障がい福祉課 TEL 34-6751

**自立支援医療(育成)給付**  
 身体障がいがある、又はこのまま放置すると将来障がいを選択すると認められる場合で、産後に治療効果の期待できる疾患(詳しくはお問い合わせください)にかかっている18歳未満のお子さんに医療費を給付します。所得制限があります。知事裁量に準拠する必要があります。

**心身障がい者医療費助成**  
 身体障がい者手帳おむむ01-2類の方、療育手帳A、B判定の方、自閉症状態と診断された方が病児等で受診したとき、医療費の自己負担分が無料になります。愛知県内の医療機関で利用できますが、県外で受診された方には別の手続きが必要です。ただし、小学校教育後のお子さんが対象となります。未就学児及び自閉症状態と診断された小中学生は、子ども医療費助成の対象となります。

**産科医療補償制度について**  
 お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することにより、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。補償の対象となる場合は、生後6か月から補償申請可能です。産科医療補償制度ホームページhttp://www.sanka-ho.jcqh.or.jp/

お問い合わせ 産科医療補償制度専用コールセンター TEL 0120-330-637  
 受付時間 午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始除く)

子育て応援ハンドブックにて記載  
(2022年8月時点)

## 4.出雲市(島根県)



産科医療補償制度(申請情報) 申請者  
 申請者(産科医療補償制度) 申請者  
 申請者(産科医療補償制度) 申請者  
 申請者(産科医療補償制度) 申請者

(子育て支援施策カレンダー)

**産科医療補償制度とは**  
 お産のときになんらかの理由で重度の脳性まひとなった赤ちゃんとその家族に、経済的な補償を提供する制度です。補償を受けるには、申請手続きが必要です。

**補償の対象**  
 制度に加入している分娩機関において、妊娠26週以上で出産した赤ちゃんが、身体障害者障害程度等級1級または2級相当の重度脳性まひとなった場合に補償の対象となります。また、先天性の疾患、新生児期以降の要因等による場合は、補償の対象となりません。

**申請期間**  
 対象となるお子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までに行うことができます。ただし、極めて重症であったり診断が可能な場合は、生後6か月から申請することができます。満5歳を過ぎると、補償申請をすることができません。

**補償内容について**  
 補償の対象となるお子様に對し、看護・介護のため、一時金60万円と分割金が20年におわり月額2,400円、計3,000万円が補償金として支払われます。

**申請について**  
 申請にかかる具体的な手続きについては、出産された分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター(アローダイヤル: 0120-330-637、受付時間: 平日9:00～17:00、土日祝日・年末年始を除く)にご確認ください。

子育てガイドブックにて記載

冊子

## 5.さいたま市(埼玉県)



産科医療補償制度のリンクを掲載

## 6.広島市(広島県)



産科医療補償制度の概要を掲載

HP



# 産科医療補償制度 取組み事例集

各障害福祉担当課 御中

全国の自治体様で重度脳性まひのお子様・ご家族の皆さまに産科医療補償制度および補償申請期限についてご案内いただいている、各地の取組み事例をご紹介します。補償申請期限をご案内するポスター、チラシをご用意しておりますので、この機会に妊産婦の皆さまへのご案内を是非、ご検討いただけますと幸いです。  
ポスター、チラシについては無料配布しております。別添の申請用紙を使いFAXでご依頼ください。

## 産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>

産科医療

検索

おねがい

ご担当者様でない場合は、大変お手数ですが、ご担当部署へ転送いただけますと幸いです。

## お問い合わせ先

産科医療補償制度専用コールセンター

**0120-330-637** 受付時間：午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

## 申請期限満5歳

### ■申請期限満5歳ポスター 【A2】



事例：

医療機関、障害福祉窓口にて掲示

### ■申請期限満5歳チラシ 【A4】



事例：

障害福祉のしおりや手引き、HPに掲載、  
医療機関、障害福祉相談窓口等での配布



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



事務連絡  
令和3年2月17日

都道府県  
各〔保健所設置市〕  
〔特別区〕

周産期医療担当課  
〔母子保健担当課〕  
〔障害福祉担当課〕

御中

厚生労働省医政局総務課  
医療安全推進室

## 2022年1月 産科医療補償制度の改定に伴う周知について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、2009年1月から、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構において運営され、2015年に制度改定が行われております。

今般、別紙のとおり、本制度の補償対象基準や掛金等について見直しが行われ、2022年1月以降に出生した児より適用されることとなります。今回の改定を知らないまま補償申請期限である満5歳の誕生日を過ぎたために、補償対象と考えられる児が補償を受けられない事態が生じないよう、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、下記の点をご留意の上、広く御周知願います。

なお、関係団体に対しましても、同趣旨の依頼を発出済みですので念のため申し添えます。

出産育児一時金の取扱いについては、2020年12月23日に開催された厚生労働省の第138回社会保障審議会医療保険部会において、見直しの議論が行われ、本制度の掛金対象分娩の場合の総支給額を42万円（40.8万円＋加算額（1.2万円））に維持することが了承されました。

今後この内容を踏まえ、厚生労働省保険局において政令等の改正、通知の発出等の対応が行われる見込みです。

## 記

### 1. 2022年1月 産科医療補償制度改定の概要について（詳細は別紙「2022年1月 産科医療補償制度改定の概要」を参照）

産科医療補償制度の補償対象範囲は、「補償対象基準」「除外基準」「重症度基準」の全てを満たす場合、補償対象となります。2022年1月以降に出生した児より、「補償対象基準」については、低酸素状況を要件としている個別審査を廃止し、一般審査に統合して、「在胎週数が28週以上であること」が基準となります。

また、1分娩あたりの掛金は1.2万円となります。

### 2. 周知の具体的な方法について

#### ①都道府県周産期医療担当課（産科医療補償制度については、都道府県によっては子育て支援担当課等で対応いただいている場合もあります。）

管下分娩機関等へご周知いただくとともに、都道府県ホームページ等に本制度の概要を既に掲載いただいている場合には、今回の改定内容の更新をお願いいたします。

また、貴管下の市（保健所設置市ではない市）町村に対し、下記②～

③の対応について協力依頼をいただけますようお願いいたします。

#### ②市区町村の母子保健担当課

妊産婦が訪れる機会の多い場所（医療機関、分娩機関、母子手帳交付窓口など）において別添1のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、母子手帳を交付する際に別添2のチラシを併せて手交いただけるようお願いいたします。その他、ホームページ等の活用等による周知をお願いいたします。

#### ③市区町村の障害福祉担当課

脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（医療機関、障害福祉窓口など）において別添3のポスターを掲示いただくようお願いいたします。また、希望者に配付する障害福祉のしおりや手引き、自治体ホームページの障害福祉のコーナー等に本制度概要を掲載いただくとともに、別添4のチラシを障害福祉相談窓口等において、必要に応じて配布いただけるようお願いいたします。

### 3. 問い合わせ先

不明な点は次のお問合せ先までご連絡ください。ポスター・チラシ等配布資料につきましても、随時無料にてお送りしております。

以上

[お問合わせ先]

産科医療補償制度専用コールセンター（日本医療機能評価機構）

電話 **0120-330-637** <受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）>

厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 電話：03-5253-1111

室長補佐 田川（内線4105） 主査 勝又（内線2579）

妊産婦の  
皆様へ

# 産科医療補償制度

もし、自分の子どもが **重度脳性まひ** になったら

**補償される制度に  
登録してありますか？**



Q. どんな制度？ 出生したお子様が **重度脳性まひ** になって要件を満たした場合

MERIT  
01

重度脳性まひ児と  
その家族の経済的負担を  
速やかに補償します。

総額 **3,000** 万円 支給

(準備一時金 600 万円 + 補償分割金 2,400 万円 (年間120万円×20回))

MERIT  
02

専門家が原因分析し、  
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT  
03

産科医療の質の向上により  
安心して出産できる  
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

**妊産婦の掛金負担はありません**

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

☎ 詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度  
専用コールセンター



**0120-330-637**

受付時間: 午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhcc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

妊産婦の  
皆様へ

## 産科医療補償制度

2021年5月以降使用

もし、自分の子どもが**重度脳性まひ**になったら  
**補償される制度に**  
**登録していますか？**



Q. どんな制度？ 出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合

MERIT  
01

重度脳性まひ児と  
その家族の経済的負担を  
速やかに補償します。

総額 **3,000**万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT  
02

専門家が原因分析し、  
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT  
03

産科医療の質の向上により  
安心して出産できる  
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

**妊産婦の掛金負担はありません**

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. 脳性まひになるか分からないし、登録しなくてもいい？

日本のお産のほぼ **100%**が登録されています

制度に加入している分娩機関でお産をする妊産婦はすべてこの制度の対象となり、登録が必要です。

### Q. どうやって登録するの？

制度に加入している  
分娩機関であれば、  
『**妊産婦登録用チラシ**』  
が交付されます。

妊産婦登録用チラシに記載の手順に沿って、  
スマートフォンにてご登録ください。  
※紙の登録証にご記入のうえ登録する場合、  
分娩機関を通してご提出ください。



妊産婦登録用チラシ

### Q. 出産予定の分娩機関が制度に 加入しているかわからない…

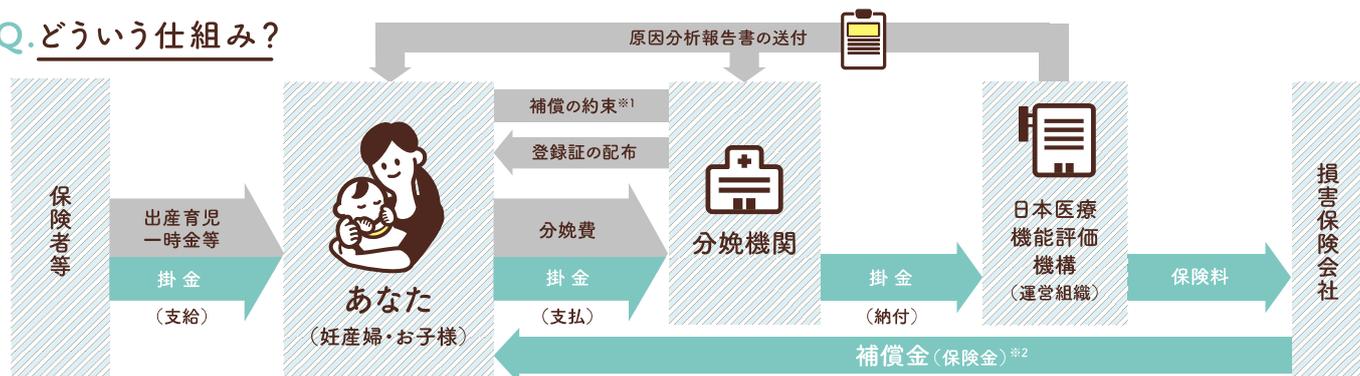
全国の分娩機関  
制度加入率

**99.9%**

右の二次元コードから、制度に加入している  
分娩機関を検索できます。



### Q. どういう仕組み？



※1: 運営組織が定めた標準補償約款を使用して補償の約束をします。

※2: 運営組織にて補償対象と認定されると、運営組織が分娩機関の代わりに保険会社に保険金を請求し、補償金として支払われます。

●この制度は分娩機関が加入する制度です。加入分娩機関で出産された場合(22週以降の分娩)には、保険者から支給される出産育児一時金等に掛金相当額が加算されます。補償に向けた掛金は分娩機関が納付します。

### Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数 **28週以上**

出生体重にかかわらず対象となります。

2022年  
制度改正

補償申請期間は？

満1歳の誕生日～  
**満5歳の誕生日まで**

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ ※3

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ ※4

※3: 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※4: 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

極めて重症で診断が可能な  
場合は、生後6ヶ月から  
補償申請を行うことができます。

### Q. 補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**



☎ お問い合わせ先

産科医療補償制度  
専用コールセンター



**0120-330-637**

受付時間: 午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhcc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

139(2)26.03(改)

重度脳性まひの  
お子様・ご家族の  
皆様へ

 **産科医療補償制度**の申請期限は

満1歳の誕生日～  
**満5歳の**  
誕生日までです



**2022年  
制度改正**

 **補償対象の基準が変わります**

2022年1月以降に出生のお子様の場合、  
出生体重にかかわらず**在胎週数28週以上**が対象となります。

**Q. 補償対象となる条件は？** 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①  2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 出生体重  
**32週以上** で **1,400g以上**

在胎週数 **28週以上** で **または** 所定の低酸素状況の  
要件を満たしている

 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数  
**28週以上**

出生体重にかかわらず対象となります。

**2022年  
制度改正**

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ<sup>※1</sup>

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ<sup>※2</sup>

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

 詳細は下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度  
専用コールセンター



**0120-330-637**

受付時間:午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

■産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

重度脳性まひの  
お子様・ご家族の  
皆様へ

 産科医療補償制度 の申請期限は

満1歳の誕生日～  
**満5歳の**  
誕生日までです



2022年  
制度改正

 補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、  
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記①～③の基準をすべて満たすと補償対象となります。

①

 2015年～2021年までに出生のお子様

在胎週数 出生体重  
**32週以上** で **1,400g以上**  
または  
在胎週数 **28週以上** で 所定の低酸素状況の  
要件を満たしている

 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数  
**28週以上**  
出生体重にかかわらず対象となります。

2022年  
制度改正

② 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ<sup>※1</sup>

③ 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ<sup>※2</sup>

※1:補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2:先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

 詳細は、出産した分娩機関または下記お問い合わせ先まで

産科医療補償制度  
専用コールセンター



**0120-330-637**

受付時間: 午前9時～午後5時  
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care



このマークは  
産科医療補償制度の  
シンボルマークです

## Q.産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が**重度脳性まひ**になって要件を満たした場合

MERIT  
01

重度脳性まひ児と  
その家族の経済的負担を  
速やかに補償します。

総額 **3,000万円** 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

MERIT  
02

専門家が原因分析し、  
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

MERIT  
03

産科医療の質の向上により

安心して出産できる  
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立っています

**妊産婦の掛金負担はありません**

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

## Q.どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

### 01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合

実用的な歩行とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状態で、立ち上がって、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

### 02 上肢運動

一上肢のみ

障害側の**基本的な機能が全廃**

両上肢

脳性まひによる**運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難でかなりの介助を要する**

### 03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の**一上肢に著しい障害** ⊕ 障害側の**一下肢に著しい障害**

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、**出産した分娩機関にお問い合わせください。**



# 制度周知に関する市区町村の取組事例(チラシの配布)

産科医療補償制度ニュース第4号(2017年4月1日発行)より抜粋

## 取組事例①(母子健康手帳配布時の工夫)

- 妊娠届を提出した妊婦に「母子健康手帳」をお渡しする際、特に詳しく説明する資料を「母と子の保健バッグ」に入れて配布しています。



母と子の保健バッグ 【別紙2】「産科医療補償制度のご案内」のチラシ

資料が多数あるため、妊産婦さんが重要な書類を見逃さないように、特に重要な書類をまとめて案内しています。

産科医療補償制度のチラシもこのバッグの中に入れて配布しています！



区役所の担当者

本制度の周知について、東京都墨田区役所様が取組まれている事例をご紹介します。



## 取組事例②(訪問看護師に対する本制度の周知)

- 「墨田区訪問看護ステーション連絡会」において、在宅の脳性麻痺児と接する機会がある訪問看護師を対象に、『産科医療補償制度』に関する説明を行いました。

連絡会でチラシなどを用いた説明を受けたことで、産科医療補償制度について、理解が深まりました。



訪問看護ステーションの看護師

訪問時に制度の専用コールセンターも紹介するようにしています。



チラシ等が追加で必要な場合は、本制度コールセンターまでお問い合わせください。(随時無料にて送付)

# 制度周知に関する市区町村の取組事例(ホームページ)

産科医療補償制度ニュース第6号(2019年4月1日発行)より抜粋

## 取組事例①本制度の概要を直接掲載しているホームページ

(愛知県豊橋市)



ポイント

補償内容や補償申請可能な期間など、重要な情報が一覧でわかります。このページを読めば「制度の概要」がつかめます。

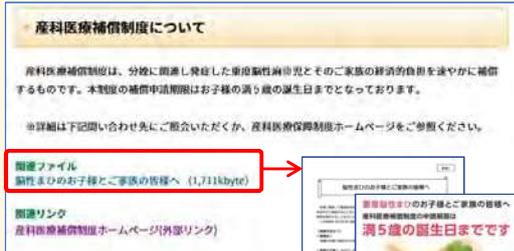
公的な性格が強い制度なので、自治体のホームページに掲載しても違和感なく、馴染みました。



自治体の担当者

## 取組事例②本制度のチラシ等を添付しているホームページ

(富山県富山市)



ポイント

ホームページ上のスペースが取れない場合は添付ファイルやリンクを活用する方法もあります。

【別紙3】「重度脳性まひのお子様とご家族の皆様へ 産科医療補償制度の申請期限は満5歳の誕生日までです」

ホームページ掲載のひな型は、運営組織にてご用意しております。ご入用の場合は本制度コールセンターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

産科医療補償制度専用コールセンター

0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

# **産科医療特別給付事業の周知について**

**公益財団法人日本医療機能評価機構**

産医給付第3号  
2026年2月20日

各〔都道府県〕〔保健所設置市〕〔特別区〕〔周産期医療担当課〕〔障害福祉担当課〕〔母子保健担当課〕御中

公益財団法人日本医療機能評価機構  
理事・産科医療補償制度事業管理者  
鈴木 英明  
(公印省略)

### 産科医療特別給付事業の周知依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

産科医療特別給付事業（以下、「本事業」）は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的として2025年1月より開始された事業です。

さて、本事業の申請期間は、2025年1月10日から2029年12月31日であり、本事業の給付対象と考えられる児が申請期限を過ぎたために給付を受けることができなくなる事態が生じることのないよう、より一層の周知が必要と考えております。

つきましては、ご多忙の中誠に恐縮でございますが、別紙「産科医療特別給付事業に関する周知について」（令和7年2月28日厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室事務連絡）に基づいて、貴部（局）におかれましては、内容についてご理解の上、貴管下分娩機関、関係団体、住民等に対し、広く御周知願います。

末筆ながら、皆様の益々のご健勝とご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

〔お問合わせ先〕

産科医療特別給付事業専用コールセンター

電話 **0120-299-056** <受付時間：午前9時半～午後5時（土日祝日・年末年始除く）>

事務連絡  
令和7年2月28日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕〔周産期医療担当課  
障害福祉担当課  
母子保健担当課〕御中

厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室

### 産科医療特別給付事業に関する周知について（依頼）

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

産科医療補償制度につきましては、平成21年1月から分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的として公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「評価機構」という。）において運営されております。

今般、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的とし、産科医療特別給付事業（以下「本事業」という。）を創設し、令和7年1月より評価機構において運営がなされています。

つきましては、本事業の給付対象と考えられる児等において申請機会が十分に確保されるよう、貴課におかれましては、内容について御理解の上、貴管下分娩機関、住民等に対し、広く周知をお願いいたします。

なお、当課より、関係団体に対しましても同趣旨の依頼を発出しますことを申し添えます。

### 記

#### 1. 産科医療特別給付事業の概要

##### （1）事業の目的

本事業は、令和3年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等に対して、令和4年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給します。

##### （2）給付対象

産科医療補償制度に加入している分娩機関の医学的管理下における分娩により出生した児のうち、以下の条件を満たす者として評価機構が給付対象として認定した者を特別給付金の

給付対象とします。

- ・ 妊産婦が当該分娩機関との間で産科医療補償制度に係る補償契約を締結した上で、分娩機関に対して保険料相当分を支払っており、現に産科医療補償制度の補償金又は分娩機関からの損害賠償金等（1,200万円以上）を受領していないこと
  - ・ 平成21年1月から令和3年末日までの間に出生し、当時の補償対象基準における個別審査の対象であって、令和4年1月以降の補償対象基準に相当すること（※）
- ※産科医療補償制度の補償申請を行わなかった児等も本事業への申請が可能。

(3) 特別給付金の金額

1,200万円（一括給付）

(4) 申請期間

令和7年1月10日～令和11年12月31日

※詳細は、別添1の事業案内リーフレット「産科医療特別給付事業」を御参照ください。

## 2. 周知の具体的な方法

別添1から3を活用し、貴管下分娩機関等へ本通知の内容について御周知いただくとともに、ホームページ等に本事業の概要について掲載いただくようお願いいたします。

また、都道府県周産期医療担当課におかれましては、貴管下の市区町村（保健所設置市除く）の障害福祉担当課（又は母子保健担当課）に対し、以下の協力をしていただけるようにご連絡をお願いいたします。

- ・ 脳性麻痺児とその家族が訪れる機会の多い場所（障害福祉サービス事業所、医療機関、障害福祉窓口等）において別添2の事業案内ポスターの掲示
- ・ 障害福祉のしおりや手引き、ホームページの障害福祉のページ等に本事業概要の掲載
- ・ 希望者に別添1の事業案内リーフレットや別添3の事業案内チラシの配布

## 3. 留意事項

別添1から3につきましては、別添4「産科医療特別給付事業周知帳票に関する調査票」に必要な事項を記載のうえ、評価機構に御提出いただければ、随時無料でお送りします。

## 4. お問い合わせ先

御不明な点がある場合は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療特別給付事業専用コールセンター

電話 0120-299-056

<受付時間：9：30～17：00（土日祝日・年末年始を除く）>

# 産科医療 特別給付事業



## 事業の目的

産科医療特別給付事業は、2021年12月末日に廃止された産科医療補償制度の個別審査で補償対象外となった児等のうち、2022年1月改定基準に相当する給付対象の基準を満たす場合に、特別給付金を特例的に支給することを目的に創設されました。

## 給付対象範囲

出生時の脳性まひ<sup>\*</sup>で、下記①②③の基準を全て満たすと給付対象となります。

<sup>\*</sup>受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## 給付対象の3つの基準

### ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

#### 2009年～2014年までに出生したお子様



#### 2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

### ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

### ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円(一括給付)

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
Japan Council for Quality Health Care

## 産科医療特別給付事業の経緯

- 2022年1月に行われた産科医療補償制度の補償対象基準の見直しにより個別審査が廃止されたことを受け、個別審査で補償対象外となった脳性まひ児を持つ保護者から、当該児について2022年1月改定後の新基準を適用し、救済することを求める声が上がりました。
- 2023年6月に救済を求める声を受け、自由民主党政務調査会少子化対策調査会・社会保障制度調査会医療委員会合同会議において、「産科医療特別給付事業の枠組みについて」が取りまとめられました。
- 同年7月に当該調査会会長・委員長から厚生労働大臣に対して、当該合同会議の取りまとめを踏まえ、事業設計や事業の適切な運用のための措置等を行うことが要請されました。
- その後、産科医療特別給付事業の詳細設計に係る検討を行う場として、産科医療特別給付事業 事業設計検討委員会が設置され、「産科医療特別給付事業の審査基準等に関する報告書」が取りまとめられました。
- 2024年10月に開催された厚生労働省の第184回社会保障審議会医療部会および第111回医療保険部会において、特別給付事業を実施することが了承されました。
- 同年12月に特別給付事業への国の関与を明確化するため、「健康保険法施行規則 八十六条の五」が一部改正され、および「厚生労働省告示」が新設されました。
- その後、厚生労働省から評価機構に対し、「産科医療特別給付事業の実施について(要請)」<2024年12月医政局長保険局長通知>により、特別給付事業の運営組織として業務を行うよう、正式な要請があり、評価機構において特別給付事業が2025年1月より運営されています。

# 給付申請の手続きの概要

## 給付申請書類の取り寄せ

給付申請者が産科医療特別給付事業ホームページの給付申請書類の取り寄せWebフォームに送付先住所等の必要情報を入力して、給付申請に必要な書類をお取り寄せできます。

二次元コードを読み取りください。

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



## 給付申請

産科医療補償制度に未申請の給付申請者は、分娩機関から診療録または助産録および検査データの写し等を取得し、また専用診断書作成に必要な書類を取得します。給付申請用専用診断書については、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。なお、分娩機関は診療録、助産録および検査データの写し等について、運営組織に直接提出することができ、その場合、給付申請者は運営組織に対してこれらを送付する必要はありません。

産科医療補償制度に補償申請済みの給付申請者は、分娩機関からの診療録または助産録および検査データの写し等の取得を省略し、給付申請用専用診断書について、作成資格を有する診断医に作成を依頼します。必要書類を作成・準備し、作成済みの専用診断書と併せて運営組織に提出します。



## 審査

運営組織で、給付対象となるか否かについて、小児科医(新生児科医を含む)、リハビリテーション科医、産科医、学識経験者から構成される審査委員会において、最新の医学的知見や医学水準を踏まえ、実施要綱に則り適正に審査が行われます。給付申請者は、審査結果に不服がある場合、異議審査を依頼することができます。

## 特別給付金の支払い

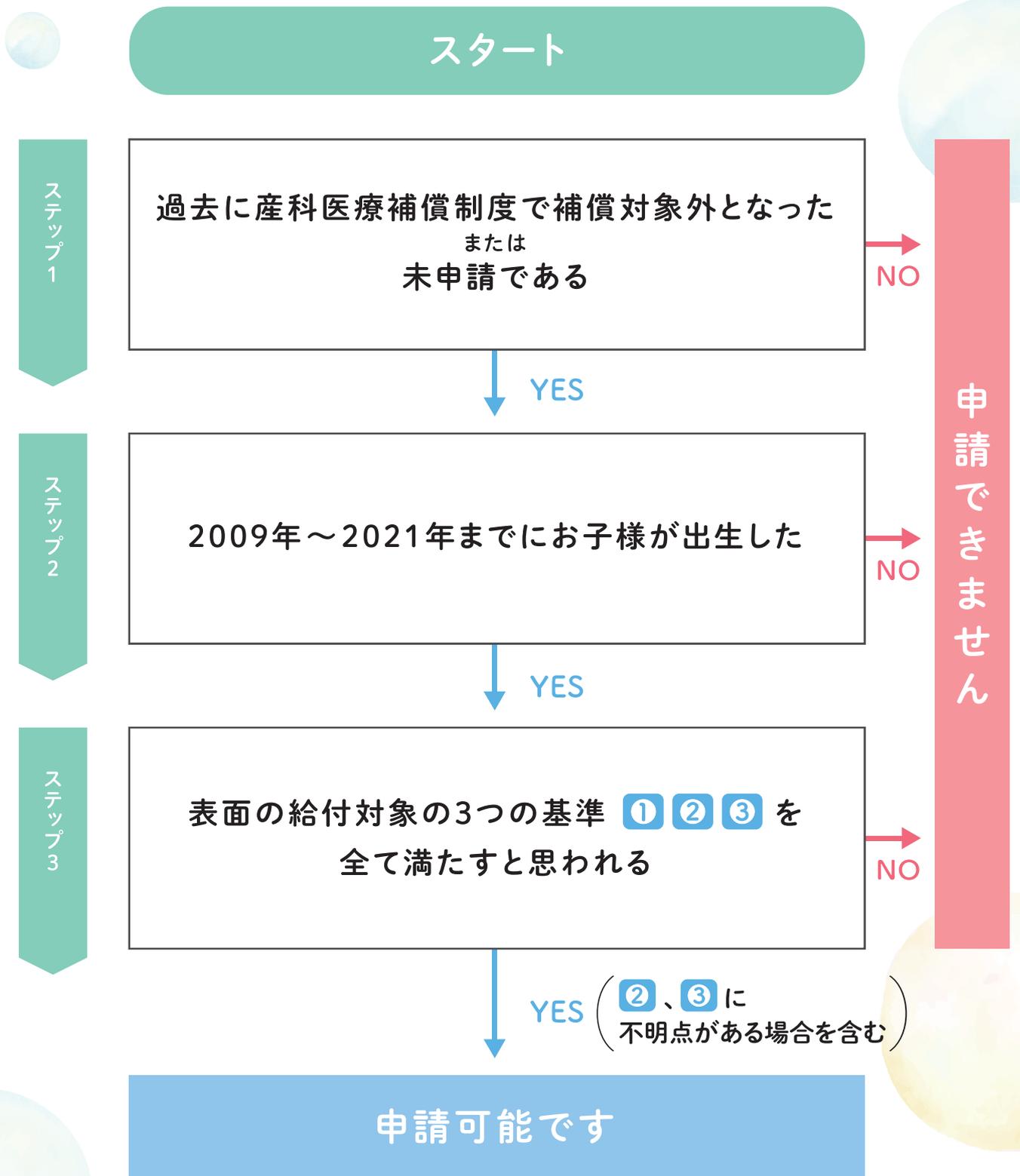
給付対象と認定された児に対して、指定の口座に特別給付金1,200万円が一時金にて支給されます。

特別給付事業の性格は、看護・介護に係る費用の経済的負担を軽減するとともに、給付対象者のデータを集積的に分析等を行い産科医療の質の向上につなげることにより紛争の防止を図る性質を持つものであるため、生後6カ月以降に死亡した児についても同様に特別給付金が支給されます。

なお、給付申請者が分娩機関等からの損害賠償金等を受領する場合は調整が行われ、損害賠償金等の額が1,200万円以上の場合は給付対象外となります。また、1,200万円以下の場合には差額が支払われます。

# 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。



給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ① ② ③ を満たすかについて**所定の審査**を行います。

# ご存じですか？ 産科医療 特別給付金



産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます

給付対象の  
3つの基準

出生時の脳性まひ\*で、下記 ① ② ③ の基準を全て満たすと給付対象となります。

\*受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

## ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

## ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円(一括給付)

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間: 午前9時半～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

# ご存じですか？ 産科医療 特別給付金



産科医療補償制度に  
未申請のお子様も  
申請できます

産科医療補償制度の個別審査で  
補償を受けられなかったお子様が申請できます

給付対象の  
3つの基準

出生時の脳性まひ\*で、下記 ① ② ③ の基準を全て満たすと給付対象となります。  
※受胎から新生児期(生後4週間以内)までの間に生じた脳性まひ

## ① 出生年ごとの在胎週数・出生体重

2009年～2014年までに出生したお子様



2015年～2021年までに出生したお子様



在胎週数、出生体重の基準に該当しないお子様は、一律に給付対象外となります。

## ② 先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、給付対象となります。

## ③ 身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性まひ

給付対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

特別  
給付額

1,200万円(一括給付)

申請  
期間

2025年1月10日～2029年12月31日

産科医療特別給付事業ホームページ

<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>



本事業の詳細は  
二次元コードから  
HPをご確認ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間: 午前9時半～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)

## 給付申請の確認フローチャート

以下のフローチャートに沿ってお子様が申請可能であるかご確認ください。

### スタート

ステップ1

過去に産科医療補償制度で補償対象外となった  
または  
未申請である

NO

YES

ステップ2

2009年～2021年までにお子様が生じた

NO

YES

ステップ3

表面の給付対象の3つの基準 ① ② ③ を  
全て満たすと思われる

NO

YES (②、③に  
不明点がある場合を含む)

申請できません

申請可能です

給付申請後、表面の給付対象の3つの基準 ① ② ③ を  
満たすかについて**所定の審査**を行います。

## 給付申請書類の取り寄せ手順

以下の二次元コードから給付申請に必要な書類をお取り寄せください。

- ① 二次元コードを  
読み取りください。



<https://www.sanka-kyufu.jcqhc.or.jp/>

- ② 入力フォームに送付  
先住所等の必要情  
報を入力して、給付  
申請に必要な書類を  
お取り寄せください。



- ③ 給付申請書類を  
準備して運営組  
織にご提出くだ  
さい。



産科医療特別給付事業  
周知帳票に関する調査票

C

送信先FAX番号

別添4

03-5217-2334

○事務連絡「産科医療特別給付事業に関する周知について」(厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室)に基づき、周知に必要なチラシ・ポスター・リーフレットの部数について、ご報告をお願いいたします。

担当者			
自治体名			
部・局名			
課名			
係名		担当者名	
電話番号	-	FAX番号	-
メールアドレス	@		

郵便番号	-	都道府県	
ご住所 (市区町村・番地)			

請求帳票				
別添	帳票名	サイズ	備考	部数
1	事業案内リーフレット	A4	重度脳性まひの お子様・ご家族に配布	部
2	事業案内ポスター	A2	掲示用	部
3	事業案内チラシ	A4	重度脳性まひの お子様・ご家族に配布	部

※別添1,2,3は「産科医療特別給付事業に関する周知について  
(依頼)」(令和7年2月28日付厚生労働省医政局地域医療計画課  
医療安全推進・医務指導室事務連絡)をご参照ください。

産科医療特別給付事業専用コールセンター

0120-299-056

受付時間:午前9時半～午後5時(土日祝日・年末年始を除く)